



年金制度改正

81

令和4年4月1日から年金制度の一部が改正されました。主な改正点は次のとおりです。

1、繰上げ受給の減額率の変更

繰上げ減額率の算出に用いる係数を0・5%から0・4%に見直しました。（対象者は生年月日が昭和37年4月2日以降の方）算出に用いる係数は、65歳から平均余命までの平均的な受給総額と本人が選択した受給開始時期から平均余命までの受給総額が等しくなるよう設定されていますが、平均余命の延伸により、65歳からの平均的な受給総額が増加したためです。

2、繰下げ上限年齢の引き上げ

繰下げ可能年齢の上限を現行の70歳から75歳に引き上げました。（対象者は生年月日が昭和27年4月2日以降の方）増額率（0・7%）に変更は無く、65歳以降に受給権が発生した方は、受給権発生から10年が上限となります。高齢期の就労の拡大等を踏まえ、自身の就労状況に併せて受給開始時期を選択できます。

3、在職老齢年金制度の見直し

65歳未満の特別支給の老齢厚生年金を受給する際の基準額は、基本月額と総報酬月額額の合計額が28万円以下の場合に年金は全額支給されていましたが、その合計額を47万円とすることに、今後さらに進展が見

込まれる高齢者の就業を年金制度に反映していくこと及び、制度をわかりやすくするため、年齢による区分が撤廃されました。

4、加給年金の支給停止規定の見直し

老齢満了した老齢厚生年金又は障害厚生年金受給権



者の加対配偶者（加給年金の加算対象となっている配偶者）が老齢満了（厚生年金等240月加入）し、受給権を有している場合は、加対配偶者の支給状態に関わらず、加給年金が支給停止されます。これまでは、

加対配偶者に一定以上の賃金があり、年金額が全額停止される場合には加給年金が支給される一方、加対配偶者の賃金が低く、一部でも年金が支給される場合には加給年金が支給されないという不均衡が生じており、この不均衡を解消するため

に、加給年金の支給停止規定が見直されました。

なお、経過措置として、

令和4年3月時点で加給年金が支給されている場合（加対配偶者の老齢満了した老齢厚生年金が全額支給

停止されている場合に限り）は、令和4年4月以降も引き続き加給年金の支給は継続されます。

5、在職時改定の導入

基準日（毎年9月1日）において被保険者である受給権者の老齢厚生年金の年

金額について、前年9月から当年8月までの被保険者期間を算入し、基準日の属する月の翌月（毎年10月）分の年金から改定をします。受給権取得月以後に被保険者であった期間については、資格喪失時（退職時又は70歳到達時）に、受給権取得月以後の被保険者であった期間を加えて年金額を改定していましたが、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図る観点から、在職中であっても年金額を改定する制度が導入されました。

今回の制度改正は、退職後の就業に関連した改正となっており、各事業場におかれましては、受給権者である従業員の雇用継続を推進していただけることを切に願います。

（こうさか労務管理事務所 所長、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会長）
イラスト・伊藤香澄